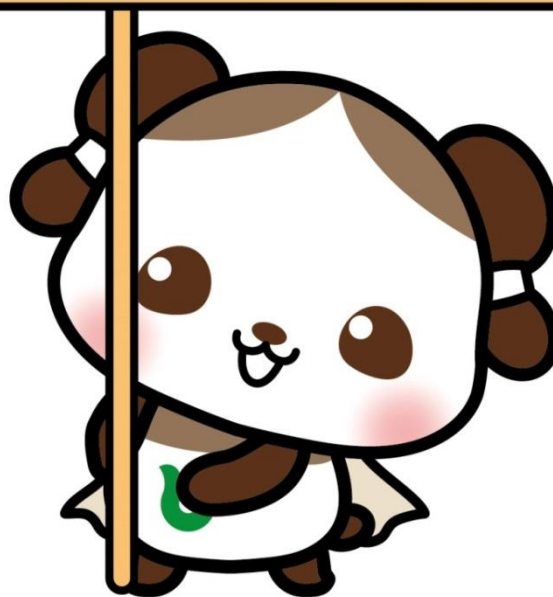


第2期 富加町教育大綱

豊かな心と文化を育むひとづくり

令和2年度 ～ 令和6年度



令和2年8月

富 加 町

富加町総合教育会議

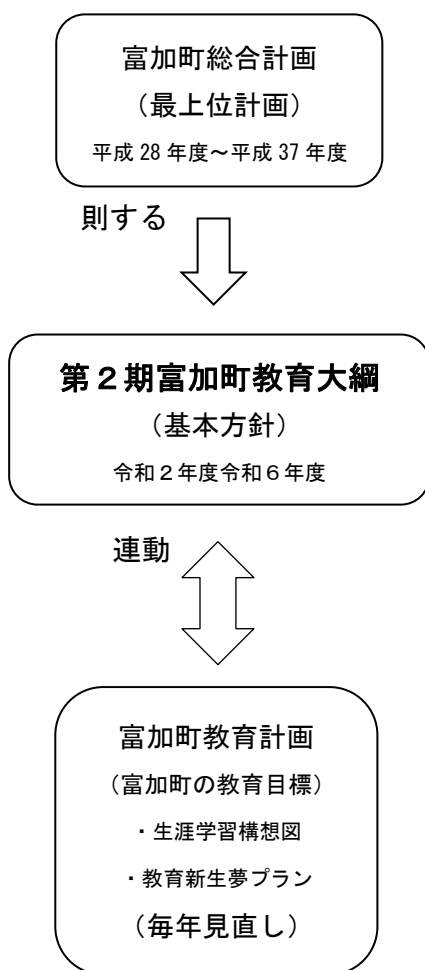
I 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行され、第1条の3によって地方公共団体の長に「教育大綱」の策定が義務づけられました。

「教育大綱」は、教育、学術及び文化の振興に関する施策の推進を図るための指針となるもので、本町では平成28年3月に策定された「富加町第5次総合計画」における基本政策を踏まえ、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整を行い、「富加町教育大綱」を策定します。

II 大綱の実施期間

第2期富加町教育大綱の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの町長の任期に合わせた4年間とします。なお、社会情勢等の動向などに応じ、内容を見直すこととします。



Ⅲ 大綱の目標

教育大綱は、最上位計画である第5次総合計画における基本構想及び分野別構想（施策の大綱）のうち、教育分野である第4章「豊かな心と文化を育むまちづくり」を参酌し、教育は「ひとづくり」との観点から大綱の目標を「豊かな心と文化を育むひとづくり」として定めます。

主要施策については、別に定める「富加町教育計画」により教育大綱の実現を目指していくこととします。

Ⅳ 大綱の基本方針

1 社会教育

住民が生涯を通じて豊かで充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会を提供することにより自主的な学習活動を支援し、発表の場を設けるとともに学習成果の社会的な活用に努め、地域文化の向上や地域活動の活性化を図ります。

2 家庭教育

子ども達が心身共に健康に成長するよう、教育の原点は家庭にあることから、特に乳幼児期が人格形成の上で重要な時期であると捉えるとともに、それぞれの発達段階での家庭教育について、保護者に知識や情報を伝え、子育てに対する意識向上を図ります。

3 学校教育

一人一人の子どもに生きる力を育むよう、人間性を育て、生涯の基礎となる確かな力を醸成するために、児童・生徒の実態に合ったふるさと教育等特色ある教育活動を通して、魅力ある学校づくりを進めます。

4 青少年育成

青少年の健全育成が図られるよう、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、関係団体並びに地域との連携により、健全な育成環境づくりをまちぐるみで進めます。

5 人権教育

不当な差別意識や偏見をなくすよう、人権に関わる様々な学習機会の充実に努めます。

6 スポーツ

多くの住民が健康で生きがいを感じられる社会の実現を目指すよう、スポーツ施設の利用促進と団体の自主的な活動への支援に努め、生涯スポーツの振興に努めます。

7 文化

まちの歴史や伝統文化に誇りと関心を持つよう、文化財の保存と活用、郷土史に関する情報の発信及び、文化施設の利用促進と団体の自主的な活動に対する支援を図り、文化財愛護意識の高揚と伝統文化の伝承・保護に努めます。